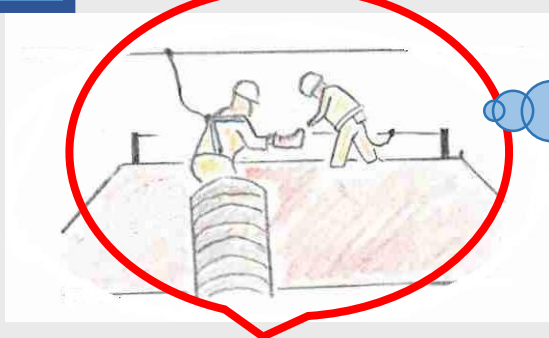
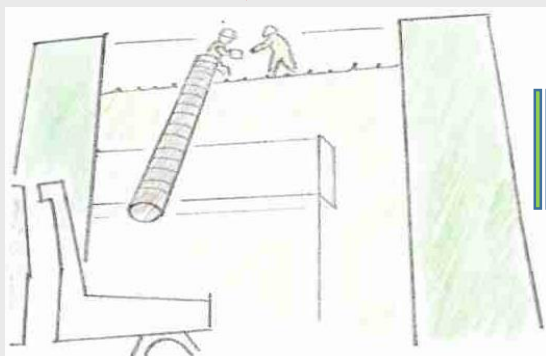


解体工事の労働災害防止のために

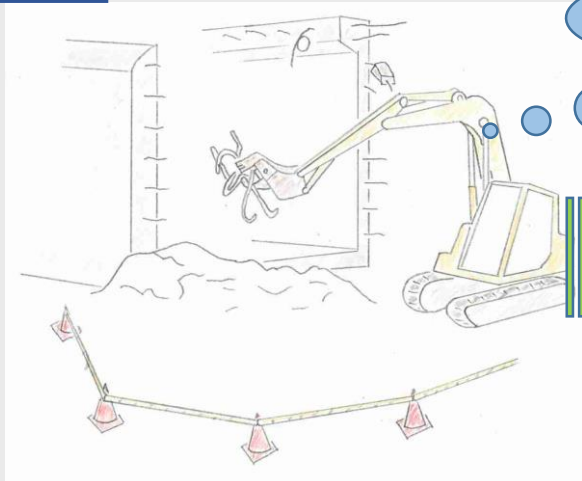
事例 1



親網の設置、安全帯の使用等の墜落防止対策、行えていますか？



事例 2



重機の旋回範囲、瓦礫の落下する範囲の立入禁止措置、行えていますか？



基本的なポイント

- ☐ ヘルメット着用（※）
- ☐ 安全な作業靴の着用
- ☐ 高所作業時、作業床や足場を設ける等の措置
- ☐ 高所作業時、墜落制止用器具（安全帯）の着用

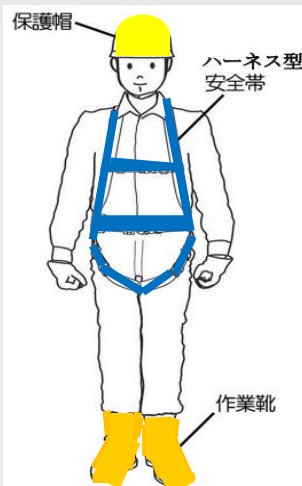
※ヘルメットは、墜落時保護用、飛来・落下物用のもの

イラスト「補修工事における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」

千葉労働局

Safe work
CHIBA

労働基準監督署



車両系建設機械等を使用する際のポイント



機械の位置、作業方法、立入禁止の範囲などを定めた作業計画を作成し、作業員に周知しましょう。

カラーコーンや安全柵で
人の立入を禁止する



誘導員を配置する

解体用建設機械や解体物と周辺作業員の接触・激突防止対策を行いましょう。

機体重量 3 t 以上は技能講習



機体重量 3 t 未満
は特別教育

車両系建設機械（「解体用」、「整地・運搬・積み込み用及び掘削用」など）は、技能講習もしくは特別教育を修了した者でないと運転できません。



工事に使用する車両系建設機械や移動式クレーン等は作業前点検、月次検査、特定自主検査を確実にしましょう。

そのほか、解体工事で気を付けるポイント

解体作業を行う際には、作業主任者や作業指揮者の選任が必要です。

（例）

- ・高さ5メートル以上のコンクリート造、鉄骨造の建物を解体するとき（作業主任者）
- ・高さ5メートル以上の足場の組立て、解体等を行うとき（作業主任者）
- ・木造建築物を解体するとき（作業指揮者）

解体作業のため、足場を設置するときは、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
手すり等の設置が困難な場合は、必ず、安全帯を使用させましょう。

※具体的な装備は表面参照

解体作業を行う際は、保護帽、安全な作業靴を着用し、作業の内容に応じて、保護めがねや防塵マスクを着用させましょう。

暗い場所で作業する際は、明るさ（照度）の確保をしましょう。



春先～秋頃までの作業の際は、熱中症対策を行いましょう。

（例）

- ・こまめな水分・塩分補給を徹底する（クーラーボックスや給水設備、塩飴等を用意）
- ・身体を冷やしたり、日差しを遮ることのできる休憩場所を確保する
- ・WBGT値を活用し、基準値を超える場合は単独作業を控え、休憩時間を長めに確保する

・・・など

